

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 6 年 1 2 月 会 議
議 案 説 明 資 料

宮崎泰人氏経歴

住 所 北海道虻田郡洞爺湖町

氏 名 みやざき やすひと
宮崎 泰 人

生年月日 昭和 年 月 日生

学 歴 昭和47年 3月 専修大学法学部卒業

職 歴 昭和47年 3月 株式会社田中測量入社
昭和49年12月 同社退職
昭和52年 2月 司法書士開業（現在に至る。）

公 職 歴 平成 9年10月 人権擁護委員（現在に至る。）
平成 7年 9月～平成18年3月 虻田町固定資産評価審査委員会
委員
平成18年 3月～平成21年5月 洞爺湖町固定資産評価審査委員会
委員
平成21年 5月～現在 洞爺湖町固定資産評価審査委員会委員長
平成22年 9月～現在 洞爺湖町情報公開・個人情報保護審査会委員
平成28年 4月～現在 洞爺湖町行政不服審査会委員

団体歴等 昭和61年 1月 洞爺青年会議所専務理事
昭和62年 1月 洞爺青年会議所副理事長
平成 3年 4月 虻田町立虻田小学校PTA会長
平成 3年 4月 虻田町PTA連合会会長
平成10年 4月 虻田町立虻田中学校PTA会長

五十嵐 優 子 氏 経 歴

住 所 北海道虻田郡洞爺湖町

氏 名 い が ら し ゆ う こ
五十嵐 優 子

生年月日 昭和 年 月 日生

学 歴 昭和50年 3月 玉川大学文学部卒業

職 歴 昭和50年11月 ソニー株式会社国内営業部入社
昭和54年 6月 同社退職
昭和59年 7月 商店従事（現在に至る。）
平成26年 2月 洞爺湖町社会福祉協議会臨時職員（現在に至る。）

公 職 歴 平成19年 4月 人権擁護委員（現在に至る。）

団体歴等 昭和62年 5月 洞爺村商工会商工女性部副部長
平成 2年 5月 洞爺村商工会商工女性部理事
平成18年 4月 洞爺湖町商工会商工女性部理事（現在に至る。）
平成 9年 5月 グレイセスとうや理事
平成13年 4月 洞爺国際交流協会会長
平成23年 4月 洞爺国際交流協会顧問（現在に至る。）
平成24年 4月 洞爺湖町社会教育委員（現在に至る。）
平成30年 4月 洞爺湖町成年後見業務支援員（現在に至る。）
令和 6年 1月 市民後見人（現在に至る。）

加賀谷 真由美 氏 経 歴

住 所 北海道虻田郡洞爺湖町

氏 名 かがや まゆみ
加賀谷 真由美

生年月日 昭和 年 月 日生

学 歴 昭和 5 3 年 3 月 岩手大学教育学部養護教育学科卒業

職 歴	昭和 5 3 年	4 月	NHK 盛岡放送局入局
	昭和 5 4 年	3 月	同局退職
	昭和 5 4 年	4 月	壮瞥町立壮瞥小学校（教諭）
	昭和 5 7 年	3 月	同小学校退職
	平成 3 年	4 月	伊達市立伊達中学校（教諭）
	平成 1 2 年	4 月	虻田町立洞爺湖温泉中学校（教諭）
	平成 1 5 年	4 月	伊達市立有珠中学校優健分校（教頭）
	平成 1 8 年	4 月	伊達市立星の丘小中学校（教頭）
	平成 1 9 年	4 月	壮瞥町立壮瞥中学校（教頭）
	平成 2 0 年	4 月	壮瞥町立久保内中学校（校長）
	平成 2 3 年	4 月	洞爺湖町立洞爺湖温泉小学校（校長）
	平成 2 5 年	4 月	洞爺湖町立洞爺中学校（校長）
	平成 2 8 年	3 月	同中学校退職
	平成 2 8 年	4 月	洞爺湖町教育委員会教育指導専門員
	令和 6 年	3 月	同教育指導専門員退任
	令和 6 年	4 月	北海道教育委員会会計年度任用職員 洞爺湖町立洞爺湖温泉小学校勤務（現在に至る）

公 職 歴 平成 3 1 年 4 月 人権擁護委員（現在に至る。）

荒 町 美 紀 氏 経 歴

住 所 北海道虻田郡洞爺湖町

氏 名 あら まち み き
荒 町 美 紀

生年月日 昭和 年 月 日生

学 歴 平成 2 年 3 月 北海道留寿都高等学校卒業

職 歴	平成 1 2 年 5 月	災害用FM FMレイクトピア勤務
	平成 1 3 年 3 月	災害用FM FMレイクトピア閉局
	平成 1 3 年 5 月	洞爺にぎわいネットワーク設立準備委員
	平成 1 4 年 7 月	洞爺にぎわいネットワーク退職
	平成 1 8 年 4 月	ザ・ウィンザーホテル洞爺オテルドカイザー勤務
	平成 1 8 年 1 1 月	ザ・ウィンザーホテル洞爺オテルドカイザー退職
	平成 2 6 年 1 0 月	洞爺湖有珠火山マイスター合格
	平成 2 7 年	地元コミュニティFM「W i - R a d i o」に携わる（現在に至る）

公 職 歴	令和 4 年 2 月	洞爺湖町まちづくり審議会委員（現在に至る）
	令和 5 年 9 月	洞爺湖町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定委員会委員（現在に至る）

洞爺湖町国民健康保険税条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の11.7</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,700円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の23.4</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限

る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>25,400円</u> (2) 特定世帯 <u>12,700円</u> (3) 特定継続世帯 <u>19,050円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.06</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額) 第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の4.5</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,400円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,500円</u>	る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>25,000円</u> (2) 特定世帯 <u>12,500円</u> (3) 特定継続世帯 <u>18,750円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額) 第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の9</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,000円</u>
--	---

(2) 特定世帯 <u>3, 250円</u> (3) 特定継続世帯 <u>4, 875円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.29</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る資産割額) 第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の2.5</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>5,500円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,000円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及	(2) 特定世帯 <u>3, 000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>4, 500円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.1</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る資産割額) 第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の4.9</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>4,500円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>4,500円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及
--	---

びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有するものを除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有するものを除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>16,590円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>17,780円</u> （イ） 特定世帯 <u>8,890円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>13,335円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,180円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,550円</u> （イ） 特定世帯 <u>2,275円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>3,413円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>3,850円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,500円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>16,100円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>17,500円</u> （イ） 特定世帯 <u>8,750円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>13,125円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,900円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,200円</u> （イ） 特定世帯 <u>2,100円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>3,150円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>3,150円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,150円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の
---	---

被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合 合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に1 0万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯 所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に 係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被 保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1</u> <u>1,850円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,700円</u> (イ) 特定世帯 <u>6,350円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>9,525円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について <u>3,700円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,250円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,625円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,438円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について	被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場 合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に1 0万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯 所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に 係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被 保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1</u> <u>1,500円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,500円</u> (イ) 特定世帯 <u>6,250円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>9,375円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について <u>3,500円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,000円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,500円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,250円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について
--	---

<u>2, 7 5 0 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2, 5 0 0 円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4, 7 4 0 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5, 0 8 0 円</u> (イ) 特定世帯 <u>2, 5 4 0 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3, 8 1 0 円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1, 4 8 0 円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	<u>2, 2 5 0 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2, 2 5 0 円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4, 6 0 0 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5, 0 0 0 円</u> (イ) 特定世帯 <u>2, 5 0 0 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3, 7 5 0 円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1, 4 0 0 円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
---	---

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1, 300円</u> (イ) 特定世帯 <u>650円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>975円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1, 100円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1, 000円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 555円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5, 925円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9, 480円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>11, 850円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人につい	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1, 200円</u> (イ) 特定世帯 <u>600円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>900円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>900円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>900円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 450円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5, 750円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9, 200円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>11, 500円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人につい
---	---

て次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 110円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 850円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 960円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3, 700円</u> 3 略	て次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 050円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 750円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 800円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3, 500円</u> 3 略
--	--

洞爺湖町健康福祉施設条例新旧対照表

改 正 案	現 行																		
(設置) 第1条 町民の健康の増進と福祉の向上を図るため、洞爺湖町健康福祉センター「さわやか」_____、洞爺ふれ愛センター及び社会福祉法人 あぶた福祉会「さぼーとステーションゆうあい」機能訓練室（以下「施設」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洞爺湖町健康福祉センター「さわやか」</td><td>虻田郡洞爺湖町栄町6 3 番地 1</td></tr> <tr> <td>洞爺ふれ愛センター</td><td>虻田郡洞爺湖町洞爺町 1 3 2 番地 2</td></tr> <tr> <td>社会福祉法人 あぶた福祉会「さぼーとステーションゆうあい」機能訓練室</td><td>虻田郡洞爺湖町高砂町 1 2 8 番地 5</td></tr> </tbody> </table> (使用料) 第7条 特定施設を利用しようとする者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。	名称	位置	洞爺湖町健康福祉センター「さわやか」	虻田郡洞爺湖町栄町6 3 番地 1	洞爺ふれ愛センター	虻田郡洞爺湖町洞爺町 1 3 2 番地 2	社会福祉法人 あぶた福祉会「さぼーとステーションゆうあい」機能訓練室	虻田郡洞爺湖町高砂町 1 2 8 番地 5	(設置) 第1条 町民の健康の増進と福祉の向上を図るため、洞爺湖町健康福祉センター「さわやか」、<u>洞爺湖町地域交流センター</u>、洞爺ふれ愛センター及び社会福祉法人 あぶた福祉会「さぼーとステーションゆうあい」機能訓練室（以下「施設」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洞爺湖町健康福祉センター「さわやか」</td><td>虻田郡洞爺湖町栄町6 3 番地 1</td></tr> <tr> <td><u>洞爺湖町地域交流センター</u></td><td><u>虻田郡洞爺湖町栄町6 3 番地 1</u></td></tr> <tr> <td>洞爺ふれ愛センター</td><td>虻田郡洞爺湖町洞爺町 1 3 2 番地 2</td></tr> <tr> <td>社会福祉法人 あぶた福祉会「さぼーとステーションゆうあい」機能訓練室</td><td>虻田郡洞爺湖町高砂町 1 2 8 番地 5</td></tr> </tbody> </table> (使用料) 第7条 特定施設を利用しようとする者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 <u>2 洞爺湖町地域交流センターを利用しようとする者は、使用料を納付し</u>	名称	位置	洞爺湖町健康福祉センター「さわやか」	虻田郡洞爺湖町栄町6 3 番地 1	<u>洞爺湖町地域交流センター</u>	<u>虻田郡洞爺湖町栄町6 3 番地 1</u>	洞爺ふれ愛センター	虻田郡洞爺湖町洞爺町 1 3 2 番地 2	社会福祉法人 あぶた福祉会「さぼーとステーションゆうあい」機能訓練室	虻田郡洞爺湖町高砂町 1 2 8 番地 5
名称	位置																		
洞爺湖町健康福祉センター「さわやか」	虻田郡洞爺湖町栄町6 3 番地 1																		
洞爺ふれ愛センター	虻田郡洞爺湖町洞爺町 1 3 2 番地 2																		
社会福祉法人 あぶた福祉会「さぼーとステーションゆうあい」機能訓練室	虻田郡洞爺湖町高砂町 1 2 8 番地 5																		
名称	位置																		
洞爺湖町健康福祉センター「さわやか」	虻田郡洞爺湖町栄町6 3 番地 1																		
<u>洞爺湖町地域交流センター</u>	<u>虻田郡洞爺湖町栄町6 3 番地 1</u>																		
洞爺ふれ愛センター	虻田郡洞爺湖町洞爺町 1 3 2 番地 2																		
社会福祉法人 あぶた福祉会「さぼーとステーションゆうあい」機能訓練室	虻田郡洞爺湖町高砂町 1 2 8 番地 5																		

	<u>なければならない。</u> <u>3 前項の規定する使用料は、洞爺湖町集会所条例（平成１８年洞爺湖町</u> <u>条例第８８号）第４条第２項を準用するものとする。</u>
--	--

洞爺湖町営住宅条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(入居者資格) 第52条 第50条の規定により、町営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、次の条件を具備するものでなければならない。 (1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があるもの。<u>ただし、規則で定める町営住宅については、この限りでない。</u> (2)及び(3) 略	(入居者資格) 第52条 第50条の規定により、町営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、次の条件を具備するものでなければならない。 (1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があるもの (2)及び(3) 略

洞爺湖町洞爺いこいの家条例新旧対照表

改 正 案	現 行																		
別表（第 9 条関係） 利用料金 1 入館料 （1）入館料	別表（第 9 条関係） 利用料金 1 入館料 （1）入館料																		
<table><tr><th>区分</th><th>利用料金</th><th>摘要</th></tr><tr><td>大人</td><td><u>5 0 0 円</u></td><td>中学生以上</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	区分	利用料金	摘要	大人	<u>5 0 0 円</u>	中学生以上	略	略	略	<table><tr><th>区分</th><th>利用料金</th><th>摘要</th></tr><tr><td>大人</td><td><u>4 9 0 円</u></td><td>中学生以上</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	区分	利用料金	摘要	大人	<u>4 9 0 円</u>	中学生以上	略	略	略
区分	利用料金	摘要																	
大人	<u>5 0 0 円</u>	中学生以上																	
略	略	略																	
区分	利用料金	摘要																	
大人	<u>4 9 0 円</u>	中学生以上																	
略	略	略																	
注 略 （2）回数券	注 略 （2）回数券																		
<table><tr><th>区分</th><th>利用料金</th><th>摘要</th></tr><tr><td>大人</td><td><u>5, 0 0 0 円</u></td><td>中学生以上</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	区分	利用料金	摘要	大人	<u>5, 0 0 0 円</u>	中学生以上	略	略	略	<table><tr><th>区分</th><th>利用料金</th><th>摘要</th></tr><tr><td>大人</td><td><u>4, 9 0 0 円</u></td><td>中学生以上</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	区分	利用料金	摘要	大人	<u>4, 9 0 0 円</u>	中学生以上	略	略	略
区分	利用料金	摘要																	
大人	<u>5, 0 0 0 円</u>	中学生以上																	
略	略	略																	
区分	利用料金	摘要																	
大人	<u>4, 9 0 0 円</u>	中学生以上																	
略	略	略																	
注 1 略	注 1 略																		
2 略	2 略																		

洞爺湖町一般入浴事業に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(入浴券の購入等) 第5条 略 2 入浴券は回数券とし、入浴券の種類及び入浴券の料金（以下「入浴料」という。）は、次のとおりとする。 (1) 大人（中学生以上） 10回券1綴り <u>5,000円</u> (2)及び(3) 略 3 略	(入浴券の購入等) 第5条 略 2 入浴券は回数券とし、入浴券の種類及び入浴券の料金（以下「入浴料」という。）は、次のとおりとする。 (1) 大人（中学生以上） 10回券1綴り <u>4,900円</u> (2)及び(3) 略 3 略

洞爺湖町高齢者入浴助成事業に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(利用者に対する助成) 第5条 町は、入浴施設を利用する高齢者（以下「利用者」という。）の入浴料<u>440円</u>に対して、<u>290円</u>を助成するものとする。 2 略 (入浴施設への支払) 第6条 町は、入浴施設に対し、1回当たり<u>440円</u>の入浴料を支払うものとする。	(利用者に対する助成) 第5条 町は、入浴施設を利用する高齢者（以下「利用者」という。）の入浴料<u>430円</u>に対して、<u>280円</u>を助成するものとする。 2 略 (入浴施設への支払) 第6条 町は、入浴施設に対し、1回当たり<u>430円</u>の入浴料を支払うものとする。

指定管理者議案説明資料

施 設 の 名 称	中島・湖の森博物館
施 設 の 所 在 地	有珠郡壮瞥町字中島 2418 林班国有林内
選 定 方 法	洞爺湖町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例 第 3 条第 1 項（公募による選定）

1 施設の概要

設 置 条 例	洞爺湖町中島・湖の森博物館条例
設 置 目 的	洞爺湖と有珠山及び自然科学に関する資料の収集、保存及び公開を図るとともに、観光資源として活用を図る。
施 設 の 事 業 内 容	1. 博物館の利用の許可に関する業務 2. 自然科学に関する資料の収集に関する業務 3. 博物館及び設備並びに園地の維持管理に関する業務 4. その他博物館の運営に関し、必要な業務
現 在 の 管 理 者	有限会社 洞爺湖汽船商事
管 理 運 営 費	2,665,000 円／年

2 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	有限会社 洞爺湖汽船商事
所 在 地	有珠郡壮瞥町字中島
代 表 者 名	代表取締役 大西 英生
設 立 年 月 日	昭和 45 年 2 月 25 日
設 立 目 的	1. 観光土産品の販売及び製作 2. 飲食店の経営 3. 古物品の購入及び販売 4. 建設機械等機械器具、什器備品、車輛、船舶等のリース及びレンタル業 5. 前各号に付帯する一切の業務
資 本 金	3,000,000 円
職 員 数	(1)正職員 7 人 (2)臨時職員 2 人
事 業 概 要	・洞爺湖中島の売店業務 ・中島・湖の森博物館の指定管理受託
決 算	(1)資産の部 4,024,979 円 (2)負債の部 3,436,059 円 (3)資本の部 588,920 円

3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 12 年 3 月 31 日まで

4 事業計画

項 目	事 業 内 容
施 設 の 管 理 運 営	中島・湖の森博物館は、洞爺湖有珠山ジオパークの展示に加え、洞爺湖中島を訪れる観光客等に対する観光資源としての役割も担っていることから、設置目的を十分に理解し、利用の促進、安全確保に努め、施設の維持管理を行います。
効 率 的 な 運 営	施設管理者として1名配属するほか、洞爺湖汽船の公園・桟橋管理人と協働体制により運営を図っていきます。
苦 情 処 理	苦情については速やかに本部へ報告することで、本部からの指示に基づき対応することとしています。また、管理者である洞爺湖町への報告を行い、共有を図ります。アンケートを実施することにより苦情およびニーズ対応を図ります。
緊 急 時 の 対 応	緊急時に迅速に対応できるように連絡体制と関係機関への連携を図ります。
事故防止の取り組み	危険と思われる箇所への看板設置等を管理者へ提案し、利用者への啓蒙活動を行い、事故防止を図ります。
個人情報保護について	個人情報保護方針及びコンプライアンス違反から生じる影響など社員に周知します。
達 成 目 標	洞爺湖汽船と協働し洞爺湖の重要な観光資源としての営業活動の強化に加え、更に、フットパスコースのPRも併せて行い、入館者数9千人を目標にします。洞爺湖汽船HP等で中島のPRを行います。
広 報 宣 伝	洞爺湖中島（大島）にはフットパスコースが整備され、リニューアルした博物館及び併設のカフェ等の魅力をSNS等で発信を行います。
地 域 へ の 貢 献	洞爺湖観光の重要な資源として、洞爺湖温泉観光客の増加に繋がるよう業務に邁進します。
そ の 他	指定管理者業務仕様書を厳守し、管理運営業務を遂行する。

5 収支計画

(単位：千円)

項 目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	合 計
収 入	2,665	2,665	2,665	2,665	2,665	13,325
指 定 管 理 料	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
利 用 料 金	1,665	1,665	1,665	1,665	1,665	8,325
そ の 他 収 入	0	0	0	0	0	0
支 出	2,665	2,665	2,665	2,665	2,665	13,325

※ 指定管理費の合計額が、債務負担行為設定額となる。

指定管理者議案説明資料

施 設 の 名 称	洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場
施 設 の 所 在 地	虻田郡洞爺湖町入江 105 番地 2
選 定 方 法	洞爺湖町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例 第 5 条第 1 項（公募によらない選定）

1 施設の概要

設 置 条 例	洞爺湖町パークゴルフ場条例
設 置 目 的	本町の観光資源の活用及び健康増進並びに人々の交流推進を図るため
施 設 の 事 業 内 容	1. パークゴルフ場の利用の許可に関する業務 2. パークゴルフ場内における飲食等の販売に関する業務 3. パークゴルフ場の施設及び設備の維持管理に関する業務 4. その他パークゴルフ場の運営に関し、必要な業務
現 在 の 管 理 者	株式会社 グリーンスティ洞爺湖
管 理 運 営 費	4,620,000 円／年

2 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	株式会社 グリーンスティ洞爺湖
所 在 地	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 142 番地
代 表 者 名	専務取締役 杉上 繁雄
設 立 年 月 日	平成 2 年 8 月 30 日
設 立 目 的	1. キャンプ場の経営 2. 食料品、酒類、日曜雑貨、キャンピング用品等の販売 3. レストラン及び喫茶店の経営 4. フィールドアスレチック、その他各種スポーツ、レクリエーション施設の経営及び旅行斡旋業 5. 各種催物の企画、案内、斡旋及び広告宣伝に関する業務 6. 公共施設の運営管理及び整備に関する受託事業 7. 前各号に付帯関連する一切の事業
資 本 金	149,500,000 円
職 員 数	(1)正職員 6 人 (2)臨時職員 2 人
事 業 概 要	・キャンプ場の経営 ・洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場の指定管理受託
決 算	(1)資産の部 123,487,463 円 (2)負債の部 561,880 円 (3)資本の部 122,925,583 円

3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

4 事業計画

項 目	事 業 内 容
施 設 の 管 理 運 営	夕日丘パークゴルフ場の管理運営にあたっては、設置目的を理解し、町民及び町外の利用者への公平なサービスの確保、快適な環境づくり、利用の促進、安全の確保などに努め、施設の適正な維持管理を行います。
効 率 的 な 運 営	団体による大会開催時の準備、運営の補助などに2名体制で早朝より対応するなど、常に利用者視点の使いやすい環境づくりに努めてきました。今後も利用者へのサービス向上と効率的な運営を図ってまいります。
苦情処理について	苦情については責任者を明確にして対応し、必要がある場合は洞爺湖町所管課へ連絡して対処しています。また、利用者からの要望のうち、対応可能な場合においては早急に実施し、簡易でない場合には洞爺湖町所管課へ報告、協議しており、今後も適切な対応を行ってまいります。
緊 急 時 の 対 応	緊急時には迅速に対応できるように、全職員に緊急時の対処方法、関係機関への通報など指導しており今後も徹底してまいります。
事故防止への取り組み	関係団体や利用者への意見を聞き、危険と思われる箇所への防護柵の設置や、事故事前防止のため適正な対処を行ってまいります。
個人情報保護について	個人情報に関する資料の取り扱いについては、職員に指導徹底してまいります。
達 成 目 標	高齢化に伴うパークゴルフ人口の減少は、周辺市町においても同様の傾向を示しております。指定期間中の目標設定は、年間平均利用者数を減らすことなく年平均7,290人の利用者を見込んでおります。
広 報 宣 伝	町内各ホテル等に対する営業活動や新聞、情報誌への情報提供、新聞広告への掲載など積極的に情報発信を行います。
地 域 へ の 貢 献	町民の健康増進と交流を図る場として、利用者が安心して楽しめる環境づくりに努めます。
そ の 他	指定管理者業務仕様書を厳守し、管理運営業務を遂行します。

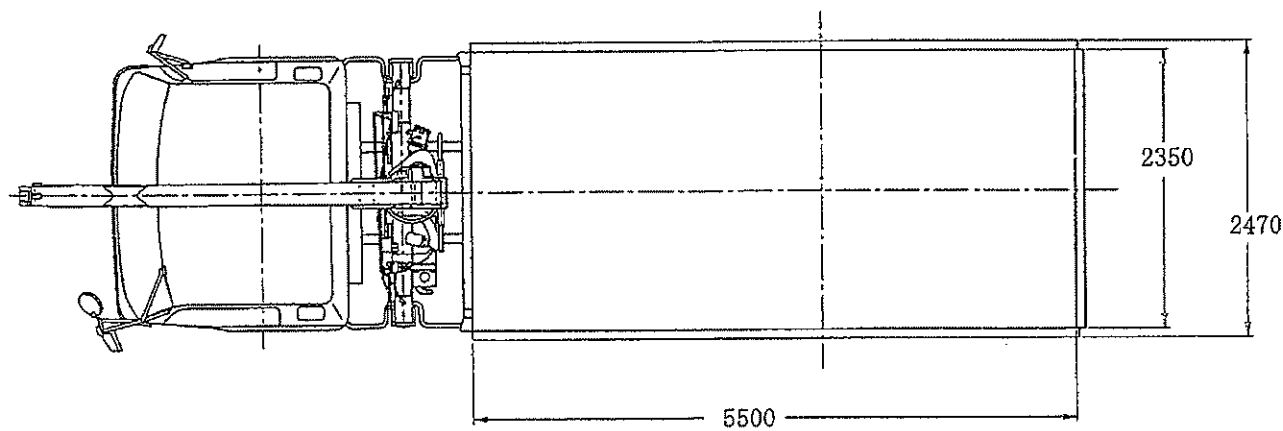
5 収支計画

(単位：千円)

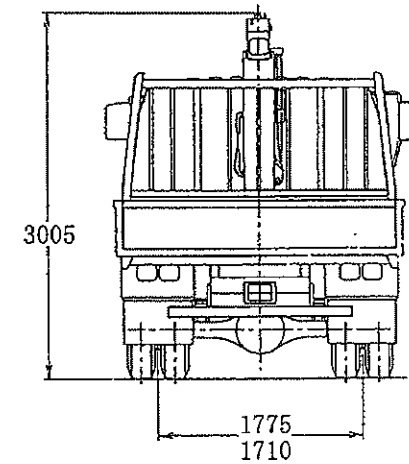
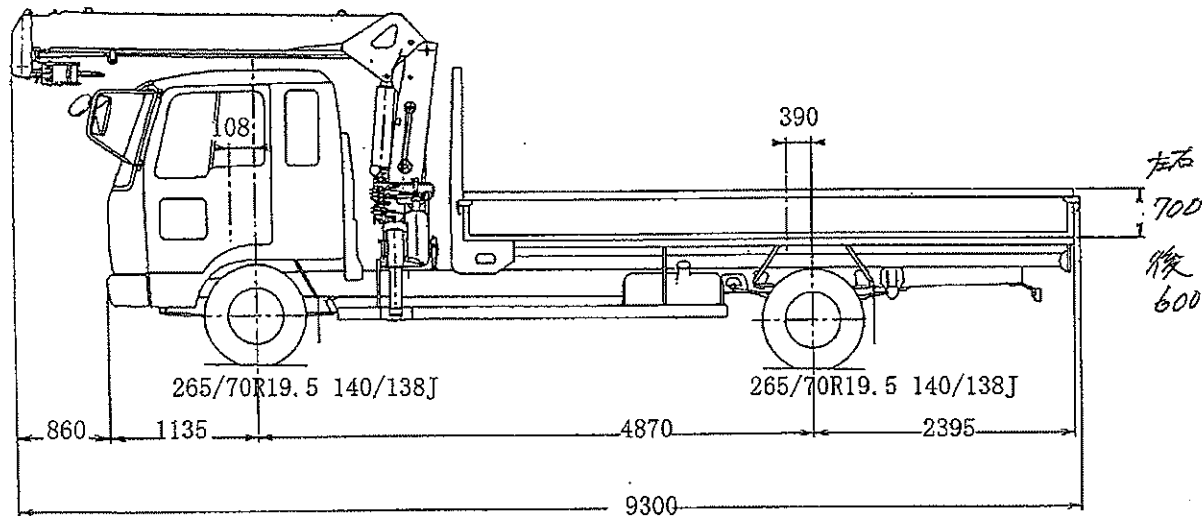
項 目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)			
	7 年度	8 年度	9 年度	合 計
収 入	4,620	4,620	4,620	13,860
指 定 管 理 料	2,960	2,960	2,960	8,880
利 用 料 金	1,660	1,660	1,660	4,980
そ の 他 収 入	0	0	0	0
支 出	4,620	4,620	4,620	13,860

※ 指定管理費の合計額が、債務負担行為設定額となる。

道路維持車両トラック（参考図）



＜＜車両概要＞＞		
車 両	トラックユニット仕様	
年 式	令和5年11月（登録車両）	
車体寸法	全長＝930cm・全幅＝247cm	
	高さ＝300.5cm	
車両重量	6,300kg	
最大積載量	7,600kg	
荷 台	アルミ製煽り、3方開	
台 数	1台	
納車期限	令和7年3月21日	



整理番号